令和8年11月17日
第3回青森県障がい者施策推進協議会

資料2−1

あおもり障がい者プラン2027（仮称）

- 第5次　青森県障がい者計画
- 第8期　青森県障がい福祉計画
- 第4期　青森県障がい児福祉計画

策定方針

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

1　計画改定の趣旨

- 第4次青森県障がい者計画・青森県障がい福祉サービス実施計画（第7期計画）がともに令和8年度で期間満了。
- 新条例の制定に伴い、条例の枠組みに沿った施策体系への再編が必要。
- 令和6年4月の改正差別解消法施行（合理的配慮の義務化）等、関係法令改正等への対応が必要。

2　計画の位置づけ

- 以下の3計画を一本化
  ・障害者基本法に基づく都道府県障害者計画である青森県障がい者計画
  ・障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画である青森県障がい福祉計画
  ・児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画である青森県障がい児福祉計画

  } これまで障がい福祉サービス実施計画として一体的に策定

- 青森県基本計画の実現を障がい者施策の視点から推進する計画として、青森県地域福祉支援計画や青森県保健医療計画等の関連計画と整合性を図る。
- この計画は、
  ・読書バリアフリー法第8条の規定に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」
  ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条の規定に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
  ・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」
  として位置付ける。
- 手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）の趣旨を踏まえたものとする。

3 基本理念

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会づくりの推進は、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下に、次に掲げる項目の実現を目指します。

1 多様性と障がいへの理解

社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることへの理解並びに障がい及び障がいのある人に対する理解が深められることを目指します。

2 差別のない社会

全ての県民が、障がいを理由に差別することもされることもない社会の実現を目指します。

3 あらゆる分野への参加

全ての障がいのある人が、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを目指します。

4 地域社会での共生

全ての障がいのある人が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生できることを目指します。

5 災害時の安全・安心の確保

全ての障がいのある人が、災害その他非常の事態の場合においても地域社会において安全かつ安心な生活が確保されることを目指します。

6 情報・意思疎通の保障

全ての障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを目指します。

7 安心して生活・子育てできる環境

全ての障がいのある人及びその家族等が安心して生活を営むことができる環境並びに全ての障がい児を育てる者が安心して子育てできる環境が確保されることを目指します。

8 意思決定の支援

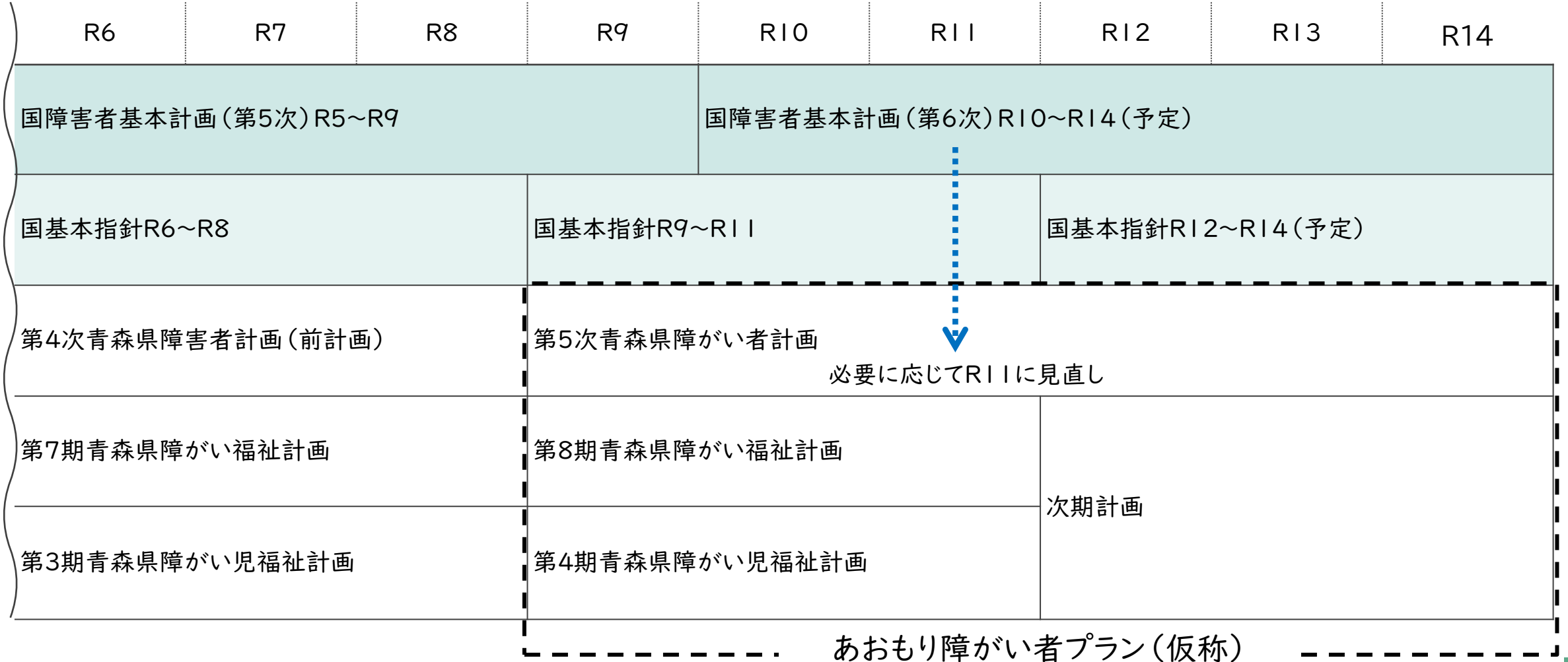
障がいのある人の意思決定に係る支援が行われるに当たっては、その人の意思及び選好が最大限に尊重されるとともに、最善の利益が考慮されることを目指します。

9 多様な主体の連携

県、市町村、県民、事業者、障がい福祉サービス事業者及び障がい者関係団体が相互に連携し、及び協力することを目指します。

4 計画期間

● 令和9年度から令和14年度までの6年間。
なお、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」部分は国の基本指針に合わせて3年ごとに見直すこととする。



5 施策の体系

● 新条例の構成に即し、障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組として3施策、障がい者の自立や社会参加に向けた取組として12施策の合計15施策の下、事業を展開する。

1　障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する取組	(1)県民及び事業者への啓発 ＜第9条＞	(2)差別の禁止及び差別に関する相談体制の整備等 ＜第10条・第13条＞	(3)合理的な配慮の提供 ＜第11条・第12条＞
2　障がい者の自立や社会参加に向けた取組	(1)生活支援の充実 ＜第14条＞	(2)福祉サービスの充実 ＜第15条＞	(3)医療の給付等を要する障がい者への支援 ＜第16条＞
	(4)障がい児への支援 ＜第17条＞	(5)医療的ケア児等への支援 ＜第18条＞	(6)生活環境の充実 ＜第19条＞
	(7)情報の円滑な取得及びコミュニケーション手段の充実 ＜第20条＞	(8)災害時等における支援 ＜第21条＞	(9)学校教育の充実 ＜第22条＞
	(10)雇用及び就労の促進 ＜第23条＞	(11)障がい者スポーツの推進 ＜第24条＞	(12)文化芸術活動の推進 ＜第25条＞

＜ ＞は新条例の該当する条項

6 成果目標の設定（今後の取組予定）

- 条例等の成果を評価するため、独自の成果目標の設定を検討する。
- 計画期間の前半で現状値（ベースライン）を把握するためのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ目標値を設定し、計画期間の後半に目標値の達成状況を評価するためのアンケート調査を行う。

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
協議会でアンケートの設問を検討	アンケート調査（一般県民向け・障がい者向け）を実施し、現状を把握	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しにあわせて目標値を設定		2回目のアンケート調査を実施し、変化を確認	次の計画の策定作業
指標づくり			指標の計測		

7 策定スケジュール

